

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の 輸入通關の際ににおける取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">〔財關第1207号 平19.9.20〕</p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があつたので、<u>平成19年10月1日</u>からこれにより実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">〔19消安第3952号 平成19年9月19日〕</p> <p>別添</p> <p>財務省關稅局長 殿</p> <p>農林水産省消費・安全局長</p> <p>水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の 輸入通關の際ににおける取扱いについて</p> <p>水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、従来農林水産本省で実施しておりましたが、今般、輸入時の検査を強化する観点から、同業務を動物検疫所で行うこととし、これに伴い、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通關の際ににおける取扱いについて」（平成8年7月10日付け8水研第688号水産庁長官通知）を別添のとおり改正し、本年10月1日から施行することとしましたので、通關時における御協力方よろしくお願ひします。</p> <p>記</p> <p>1 対象となる水産動物 水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）第13条の2第1項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水</p>	<p>水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の 輸入通關の際ににおける取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">〔財關第1289号 平17.10.13〕</p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があつたので、<u>平成8年7月20日</u>からこれにより実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">〔17消安第6858号 平成17年10月7日〕</p> <p>別添</p> <p>財務省關稅局長 殿</p> <p>農林水産省消費・安全局長</p> <p>水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の 輸入通關の際ににおける取扱いについて</p> <p>水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律（平成17年法律第36号）が平成17年4月27日、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第108号）が平成17年10月5日にそれぞれ公布され、平成17年10月20日に施行されることに伴い、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通關の際ににおける取扱いについて」（平成8年7月10日付け8水研第688号水産庁長官通知）を別添のとおり改正し、平成17年10月20日から実施することとしたので、通關時における御協力方お願いする。</p> <p>記</p> <p>1 対象となる水産動物 法第13条の2第1項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、同法施行規則第1条の2に掲げるものであり、具体的には以下の</p>

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）</u> 第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。 (省略)</p> <p>2 輸入の際の取扱い <u>上記 1 の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第 13 条の 3 第 1 項に規定する「輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員に輸入水産動物の健康状態を目視で検査させるとともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査させることとする。</u> <u>検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内の予め動物検疫所により確認された場所とする。なお、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動物検疫所が設置されている空港等に輸送させた上で、検査を行うこととするため、輸入者から税關に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。</u> <u>上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」（規則別記様式第二号）（別紙参照）を輸入者に交付する。</u> 輸入者には、税關への輸入申告の際に当該許可証の原本を提出させるので、これをもって<u>関税法第 70 条に規定する他の法令の証明</u>とされたい。</p> <p>3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、<u>動物検疫所</u>に照会願いたい。 (別紙) (省略)</p>	<p>とおりである。 (同左)</p> <p>2 税關での取扱い <u>農林水産大臣は、上記 1 の水産動物及びその容器包装の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」（同法施行規則別記様式第二号）（別紙参照）を申請者（輸入しようとする者）に交付する。</u> <u>輸入者には、税關への輸入申告の際に当該許可証の写しを提出させるので、これをもって<u>関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定する他の法令の証明</u>とされたい。</u></p> <p>3 通關の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、<u>畜水産安全管理課水産安全室</u>に照会願いたい。 (別紙) (同左)</p>